

第 98 回 定時株主総会

# 招集ご通知

開催日時

2022年6月24日（金）午後3時30分

開催場所

東京都港区六本木五丁目11番16号

国際文化会館  
別館2階 講堂

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）

7名選任の件

第4号議案

当社株式の大規模買付行為に関する

対応策継続の件

ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産を取りやめさせていただきます。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

## 株主の皆様へ



代表取締役社長（CEO兼COO）  
前川 泰則

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルスが世界に拡大して2年が過ぎましたが、医療関係者及び感染拡大防止に日々ご尽力されている方々のおかげで、社会・経済活動を営むことができていることに、心より感謝申し上げます。

この一年間は、各国の経済対策やワクチン接種の普及により景気が回復する中で、先送りされていた需要の取り込みと、これまで取り組んできた体質改善の効果から、業績を持ち直すことができました。一方で、足下のビジネス環境については、半導体不足や物流問題の影響が続き、原材料コストの上昇が地政学的リスクの増大と共に加速する等、一段と不透明な情勢となっております。自動車業界が大変革の時代を迎えている中、更なる筋肉質への体質改善・強化を進め、SDGsの達成に貢献するべく新製品開発にも注力し、事業の拡大を図っていく所存です。

株主の皆様には、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 経営理念

- ・私たちは地球環境を守り、社会に貢献する企業市民であり続けます
- ・私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

## サステナビリティ基本方針

リケンは、「私たちは地球環境を守り、社会に貢献する企業市民であり続けます」を経営理念として活動しています。また、公正で透明性の高い、開かれた企業とすることを約束しています。

リケンは、経営理念の実現を通して、SDGsの達成に貢献し、環境性能に優れた製品をより広く提供するなど、社会の持続的な発展と持続的な企業価値の向上を目指します。

## 目次

第98回定時株主総会招集ご通知	1	(添付書類)	
株主総会参考書類	5	事業報告	3 4
		連結計算書類	5 5
		計算書類	5 7
		監査報告	5 9

(証券コード 6462)

2022年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区三番町8番地1

# 株式会社リケン

代表取締役社長（CEO兼COO） 前川 泰 則

## 第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため適切な感染防止策を実施のうえ、開催させていただきますが、株主の皆様におかれましては健康状態にかかわらず、極力、ご出席をお控えいただき、書面(郵送) 又はインターネット等によって議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに書面(郵送) もしくは4頁の議決権行使の方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午後3時30分
2. 場 所 東京都港区六本木五丁目11番16号 国際文化会館 別館2階 講堂
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項 1 第98期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2 第98期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策継続の件

#### 4. 議決権のご行使についてのご案内

インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱います。

書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とします。

#### 5. インターネット開示についてのご案内

当社は法令および当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト（<https://www.riken.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

- (1) 事業報告の「**会社の新株予約権等に関する事項**」
- (2) 事業報告の「**業務の適正を確保するための体制**」
- (3) 連結計算書類の「**連結株主資本等変動計算書**」
- (4) 連結計算書類の「**連結注記表**」
- (5) 計算書類の「**株主資本等変動計算書**」
- (6) 計算書類の「**個別注記表**」

したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

- 
1. 会場における感染拡大防止対策の概要は当社ウェブサイト（<https://www.riken.co.jp/>）に記載しておりますのでご確認くださいませようお願い申し上げます。
  2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の内容に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.riken.co.jp/>）に掲載することによりお知らせいたします。
  4. ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産を取りやめさせていただいております。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2022年6月24日(金曜日) 午後3時30分

**場所** 東京都港区六本木五丁目11番16号  
国際文化会館 別館2階 講堂

(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

## 書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2022年6月23日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

## インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限** 2022年6月23日(木曜日) 午後5時30分入力完了分まで

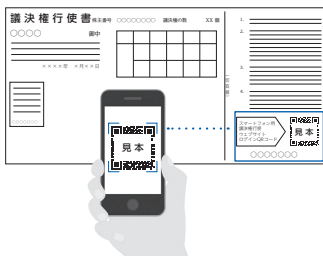
- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

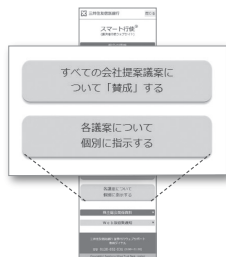
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

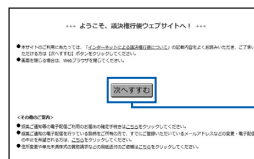
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

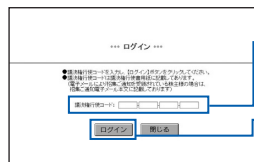
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

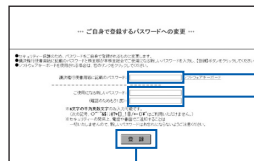
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定配当、及び当期の業績と今後の経営環境並びに事業展開等を勘案して実施することとしております。

この方針に基づき、当期の期末配当は1株につき60円といたしたいと存じます。

なお、さきに中間配当として、1株につき60円をお支払いしておりますので、当期の年間配当は1株につき120円となります。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円

配当総額 600,164,160円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)



現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>附則</p> <p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める当社の任意の指名・報酬委員会の答申を経ております。

また、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1 いとう かおる  
**伊藤 薫** (1953年4月9日生)

再任

所有する当社の株式数 **23,800株**

当期における  
取締役会への出席状況 **18/18(100%)**

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月	株式会社日本興業銀行入行	2013年 6月	当社専務取締役経営戦略委員会委員長
2005年 4月	株式会社みずほ銀行常務執行役員	2015年 6月	当社代表取締役社長兼COO
2008年 3月	みずほ総合研究所株式会社代表取締役社長	2018年 4月	当社代表取締役社長兼CEO兼COO
2012年 6月	当社常務取締役	2020年 4月	当社代表取締役会長兼CEO
		2022年 4月	当社代表取締役会長(現任)

#### 【取締役候補者とした理由】

CEO（最高経営責任者）及びCOO（最高執行責任者）として経営を牽引し、成果を上げてまいりました。これまでの幅広い経験と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

## 2 まえかわ やすのり 前川 泰則 (1958年2月27日生)

再任

所有する当社の株式数 18,200株

当期における  
取締役会への出席状況 18/18(100%)

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 3月 当社入社	2016年 5月 当社取締役常務執行役員
2004年 2月 当社営業本部名古屋営業部長	2019年 4月 当社取締役専務執行役員
2010年 6月 当社取締役海外委員会委員長	2019年 6月 当社代表取締役専務執行役員
2013年 5月 当社取締役	2020年 4月 当社代表取締役社長兼COO
2015年 6月 当社常務取締役	2022年 4月 当社代表取締役社長兼CEO兼COO (現任)

### 【取締役候補者とした理由】

長年にわたり海外営業、国内営業、海外事業に従事し、当社のグローバル事業拡大に貢献しており、2020年からはCOO、2022年からはCEOとして新中期経営計画の策定と遂行を始めとした経営課題に対し、着実に取り組んでおります。その幅広い経験と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

## 3 わたなべ こうえい 渡辺 孝栄 (1958年11月19日生)

再任

所有する当社の株式数 9,100株

当期における  
取締役会への出席状況 14/14(100%)

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社	2020年 4月 当社常務執行役員技術統括部長
2014年10月 当社品質保証部長	2021年 4月 当社常務執行役員技術統括本部長
2017年 4月 当社執行役員ピストンリング事業第二部長	2021年 6月 当社取締役常務執行役員兼CTO(現任)

### 【取締役候補者とした理由】

長年にわたり当社の主力製品であるピストンリングの製造部門、品質保証部門、技術管理部門を牽引し、当社の収益力向上に貢献してまいりました。その幅広い経験と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

# 4 おおはし たかし 大橋 尚

(1958年9月7日生)

再任

所有する当社の株式数 10,800株

当期における  
取締役会への出席状況 14/14(100%)

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年11月	当社入社	2018年 4月	当社執行役員情報システム部長
2008年 6月	当社業務改革部長	2018年 6月	当社執行役員リング生産技術部長
2011年11月	当社生産管理部長	2020年 4月	当社常務執行役員
2017年11月	当社情報システム部長	2021年 6月	当社取締役常務執行役員(現任)

## 【取締役候補者とした理由】

長年にわたり生産管理、情報システム、生産技術部門を牽引し、当社の収益力向上の基盤となる管理体制の強化に貢献してまいりました。その幅広い経験と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

# 5 さかば ひでひろ 坂場 秀博

(1962年11月22日生)

新任

所有する当社の株式数 5,100株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	当社入社	2022年 4月	当社常務執行役員RIKEN MEXICO社 社長
2011年 6月	当社経営企画部長	2022年 5月	当社常務執行役員経営管理本部長 (現任)
2016年 5月	当社執行役員経営企画部長		
2020年 6月	当社執行役員RIKEN MEXICO社社長		

## 【取締役候補者とした理由】

長年にわたり経営企画および経理財務などの経営管理、外部提携を含む経営計画の立案と推進を牽引するとともに、2020年からは当社の主要な海外製造子会社社長として、当社の企業価値の向上に貢献してまいりました。その幅広い経験と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。

# 6 ひらの えいじ 平野 英治 (1950年9月15日生)

再任

社外  
独立

所有する当社の株式数 0株

当期における  
取締役会への出席状況 17 / 18 (94.4%)

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4月	日本銀行入行	2015年 6月	当社社外取締役(現任)
1999年 5月	日本銀行国際局長	2016年 6月	株式会社NTTデータ社外取締役(現任)
2002年 6月	日本銀行理事	2017年 9月	メットライフ生命保険株式会社取締役 副会長(現任)
2006年 6月	トヨタファイナンシャルサービス株式 会社取締役副社長	2017年10月	年金積立金管理運用独立行政法人経営 委員長
2015年 5月	メットライフ生命保険株式会社取締役 代表執行役副会長	2022年 6月	いちよし証券株式会社社外取締役 (就任予定)

## 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

日本銀行の要職を歴任し、その後会社経営の経験も有しており、その高い専門性と国際的で豊富な経験を当社の経営に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が再任された場合は、引き続き、当社任意の指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、7年となります。

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1975年 4月	通商産業省(現経済産業省)入省	2017年 4月	東京工業大学名誉教授 (現任)
2002年 7月	経済産業省調査統計部長		同大学環境・社会理工学院特任教授
2005年 4月	東京工業大学大学院イノベーションマ ネジメント研究科教授	2019年 6月	当社社外取締役(現任)
2012年 2月	日本アジアグループ株式会社取締役	2021年 1月	イントロン・スペース株式会社取締役 (現任)

**【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】**

長年にわたり経済産業省に勤務したのち東京工業大学教授として務めており、特にイノベーションマネジメントにおける高い専門性と豊富な経験を当社の経営に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が再任された場合は、引き続き、当社任意の指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、3年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 平野英治氏及び田辺孝二氏の両氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」(13頁)の要件を満たしております。
3. 当社は、平野英治氏及び田辺孝二氏の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合には、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 平野英治氏及び田辺孝二氏の両氏と当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社への会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当社への損害賠償責任を法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約(D&O保険契約)を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役の同意を踏まえ、会社負担としております。
- 各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は2023年2月の更新時においても同内容での更新を予定しております。

## (ご参考) 社外取締役の独立性判断基準

当社は経営の客観性・透明性を確保するために、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される者を、独立性を有する社外取締役として選任します。

1. 当社グループの業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。以下同じ。）または過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社の現在の主要株主（当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主）またはその業務執行者
3. 次のいずれかに該当する当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
  - ① 当社グループが製品等を提供している取引先であって、直近事業年度において当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者
  - ② 当社グループに対して製品等を提供している取引先であって、直近事業年度においてその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者
  - ③ 当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その実質借入金残高（預金相殺後）が当社直近3事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える者
4. 当社またはその連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産※を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
6. 当社グループから多額の寄付（直近事業年度において年間1千万円を超える場合をいう）を受けている者（法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
7. 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
8. 上記2から7のいずれかに過去5年間に於いて該当していた者
9. 上記1から7までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族
10. 当社における社外役員在任期間が通算で10年を超える者
11. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外取締役として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

※「多額の金銭その他の財産」とは、専門的サービスを提供する者が、  
個人の場合：直近3事業年度において平均して年間1千万円を超えるもの  
団体の場合：直近3事業年度において平均して当該団体の連結売上高もしくは年間総収入額の2%を超えるもの



## (ご参考) 本総会終結後の役員一覧

本総会の第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本総会終結後の当社役員は以下の通りとなります。

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	伊 藤 薫	取締役会議長
代表取締役社長	前 川 泰 則	CEO（最高経営責任者）、COO（最高執行責任者）、営業本部長、デジタル変革（DX）推進部長
取 締 役	渡 辺 孝 栄	常務執行役員、CTO（最高技術責任者）、技術統括本部長、品質保証担当、精機部品事業担当、熱エンジニアリング事業担当、EMC事業担当、熊谷事業所統括
取 締 役	大 橋 尚	常務執行役員、情報（IT）担当、グローバル調達担当、保全部担当、樹脂製品事業担当、素形材部品事業担当、船用・産業用事業担当、カムシャフト事業担当、柏崎事業所長
取 締 役	坂 場 秀 博	常務執行役員、経営管理本部長
社 外 取 締 役	平 野 英 治	メットライフ生命保険株式会社取締役副会長 株式会社NTTデータ社外取締役 いちよし証券株式会社社外取締役
社 外 取 締 役	田 辺 孝 二	東京工業大学名誉教授 イントロン・スペース株式会社取締役
取 締 役 （常勤監査等委員）	国 元 晃	
社 外 取 締 役 （監査等委員）	岩 村 修 二	キヤノン電子株式会社社外監査役 株式会社北海道銀行社外監査役 林兼産業株式会社社外取締役 T&K法律事務所所属弁護士
社 外 取 締 役 （監査等委員）	本 多 修	株式会社栗本鐵工所社外監査役

取締役を求める主な経験分野						
企業経営	グローバル経営	法務/リスク マネジメント	財務/会計/金融	技術/研究開発	モノづくり	営業/販売
○	○		○			○
○	○					○
				○	○	
				○	○	
○	○		○		○	
○	○	○	○			
○				○		
○	○		○	○	○	
○		○	○			
○		○	○			

## 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策継続の件

当社は、当初2007年6月28日開催の第83回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を導入し、直近では2019年6月21日開催の当社第95回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）、その有効期限は、本総会の終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる観点から、継続の是非も含め、当社株式の大規模買付行為への対応策の在り方について引き続き検討してまいりました。その結果、2022年5月24日開催の当社取締役会において、現プランの一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、本総会における株主の皆様のご承認を条件に継続することを決定しておりますので、お諮りするものであります。

なお、本プランの内容については、現プランからその基本的な枠組みについての変更はありませんが、所用の文言等の軽微な変更を行っております。

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として、当社の株主の在り方について、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応ずるかどうかの最終的な判断も、株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えます。また、大規模買付行為であっても、その目的等が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、株式の大規模な買付行為等の中には、その目的等からみて株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が買付内容について判断するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。このような不適切な大規模な買付行為等を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

### II. 会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社の創業は、1927年、当時の「理化学研究所」で発明されたピストンリングの製造法の事業化に始まり、以後ピストンリングを軸に、カムシャフトをはじめとした内燃機関部品、自動車や産業機械向けの鋳鉄部品、配管用機材、更には熱エンジニアリング事業、EMC事業など多岐にわたる製品を供給し、グローバルに事業を展開してまいりました。

当社では、以下のグループ経営理念及び「顧客第一・法令遵守・基本重視・オーブ

ン・アクティブ・スピード」を行動指針として定め、中期経営計画、年度経営計画を展開し、お客様のグローバルな競争力強化に対応し、品質・技術・価格面での高い要求水準に適った製品の開発、販売に努めています。

#### <経営理念>

- ・私たちは地球環境を守り、社会に貢献する企業市民であり続けます
- ・私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

上記の方針のもと、当社では当社グループの今後の持続的な成長を実現するため、2020年度から2022年度の3カ年を計画期間とした中期経営計画「PLAN2022」を策定、推進しています。「PLAN2022」では、メインテーマとして『未来に挑戦するものづくり変革企業』を掲げ、「コア事業の競争力強化」「経営基盤再構築」「次世代新事業(非ICE)の拡大」、を重点課題として取り組んでおり、2022年度に向けて「PLAN2022」の成果を確実なものとしつつ、更なる企業価値向上を目指していきます。

また、当社は、経済、環境、社会等の幅広い分野における責任を果たすことにより、継続的に企業価値を高めていくことを目指し、コーポレート・ガバナンスの確立を経営上の重要課題と位置付けています。

当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離するために、執行役員制度を導入しています。

また、当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層充実させることを目的として、2019年6月より監査役会設置会社から「監査等委員会設置会社」へ移行しております。当社の監査等委員会は常勤である社内取締役1名と独立性を有し、中立・公正な立場を保持している社外取締役2名で構成され、取締役の職務執行に対する監査機能の強化を図っています。

加えて、2019年5月から、取締役等の指名および報酬の決定に関する手続きの透明性および客観性を確保することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るために、任意の諮問機関として独立社外役員が委員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置しています。

従来から経営機関（取締役会及び経営会議）の適切な運営に加え、具体的な取組みとしては内部統制システム整備に関する基本方針（取締役の職務の執行が法令及び定款に

適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備)に基づき、コンプライアンスの徹底やリスクマネジメントの充実をはじめとした企業の透明性、効率性、健全性の確保に取り組んでいます。

また、サステナビリティ委員会とコンプライアンス委員会を設置し、内部統制の強化とともに、環境活動や社会貢献活動、正確で適切な情報開示、CS(顧客満足)創造等の活動を当社グループ全体で統括し、更なるレベルアップを図っています。

### Ⅲ. 承認の対象となる本プランの内容

#### 1. 本プラン継続の目的

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための仕組みとして導入され、継続してきた現プランを継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間の確保や、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為等が為された場合の対応方針として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを継続することといたしました。

#### 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなさ

れる者を含みます。以下同じとします。)又は、

- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

### 3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、又は社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会委員予定者である、平野英治氏、岩村修二氏、田辺孝二氏、本

多修氏の4氏の略歴につきましては、別紙2をご参照下さい。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告に従い（但し、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合は除きます。）、対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

#### 4. 大規模買付ルールの概要

##### (1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

##### (2) 大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)、①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した



書面を交付し、大規模買付者には、当該書面の記載に従い、大規模買付行為に関する情報（以下「評価必要情報」といいます。）を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の概要（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及びその関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為の買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 当社及び当社グループの経営に参画した後に予定している当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関する変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上（最初に評価必要情報を受領した日から起算して

60日を上限とします。) 、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記(3)の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円価)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告に従い(但し、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合がありますと判断する場合は除きます。)、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗することがで

きます。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、以下の①から⑤のいずれかに該当し、明らかに濫用目的によるものと認められ、結果として当社に回復し難い損害をもたらし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要且つ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置を講ずることがあります。

- ① 真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- ③ 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- ④ 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買

取条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

(3) 取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)又は(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告に従い(但し、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合は除きます。)、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講ずるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。但し、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様に本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下「株主検討期間」といいます。)として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主総会を開催するものとします。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。従って、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了す

ることとし、当該株主総会の結果は、決議後、適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間を大規模買付行為待機期間とします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会又は株主総会において具体的対抗措置を講ずることを決定した後に、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など当該対抗措置の発動が適切でないとき当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告に従い（但し、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合は除きます。）、当該対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど当該対抗措置の発動が適切でないとき当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告に従い（但し、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合は除きます。）、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当等の中止、又は新株予約権無償割当後において、行使期間開始日の前日までの間は、無償取得の方法により当該対抗措置の発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 本プランの適用開始、有効期限及び廃止

本プランは、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期限は2025年6月に開催される当社定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株



主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、当社取締役会は、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様が不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

#### IV. 補足説明

##### 1. 本プランが株主の皆様にご与える影響等

###### (1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応ずるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応ずるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様が利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

###### (2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合又は、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講ずることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を講ず

ることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿へ記録されている株主の皆様に対して割当を実施します。株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

2. 本プランの合理性について（本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

- (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表し、直近では2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

- (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記Ⅲ. 1. 「本プラン継続の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為が為された際に、当該大規模買付行為に応ずるべき



か否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。よって、買収一般から現経営陣を防衛することを目的とするものではありません。

(3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、株主総会での承認により発効することとしており、本総会において本プランに関する株主の皆様意思を確認させていただくため、その継続について株主の皆様の意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動についての決定は、上記Ⅲ. 5. 「大規模買付行為が為された場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告に従った上でなされるものとされており（但し、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合は除きます。）、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

(別紙1)

### 独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、または社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとする。
- ・独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して、当社取締役会に対し勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととし、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができるものとする。
- ・独立委員会決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以上

## 独立委員会の委員予定者略歴

氏名 平野 英治 (ひらの えいじ)

【略歴】 1973年 4月 日本銀行入行  
 1999年 5月 日本銀行国際局長  
 2002年 6月 日本銀行理事  
 2006年 6月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社取締役副社長  
 2015年 5月 メットライフ生命保険株式会社取締役代表執行役副会長  
 2015年 6月 当社社外取締役 (現任)  
 2016年 6月 株式会社NTTデータ社外取締役 (現任)  
 2017年 9月 メットライフ生命保険株式会社取締役副会長 (現任)  
 2017年10月 年金積立管理運用独立行政法人経営委員長  
 2022年 6月 いちよし証券株式会社社外取締役 (就任予定)

氏名 岩村 修二 (いわむら しゅうじ)

【略歴】 1976年 4月 検事任官  
 2010年 6月 仙台高等検察庁検事長  
 2011年 8月 名古屋高等検察庁検事長  
 2012年 7月 退官  
 2012年10月 弁護士登録  
 長島・大野・常松法律事務所顧問  
 2013年 6月 当社社外監査役  
 2015年 3月 キヤノン電子株式会社社外監査役 (現任)  
 2015年 6月 株式会社北海道銀行社外監査役 (現任)  
 2017年10月 年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員  
 2018年 6月 林兼産業株式会社社外取締役 (現任)  
 2019年 6月 当社監査等委員である社外取締役 (現任)  
 2020年 1月 東京フレックス法律事務所所属弁護士  
 2021年 4月 T & K 法律事務所所属弁護士 (現任)

氏名 田辺 孝二 (たなべ こうじ)  
 【略歴】 1975年 4月 通商産業省（現経済産業省）入省  
 2002年 7月 経済産業省調査統計部長  
 2005年 4月 東京工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授  
 2012年 2月 日本アジアグループ株式会社取締役  
 2017年 4月 東京工業大学名誉教授（現任）  
 同大学環境・社会理工学院特任教授  
 島崎電機株式会社監査役  
 2019年 6月 当社社外取締役（現任）  
 2021年 1月 イントロン・スペース株式会社取締役（現任）

氏名 本多 修 (ほんだ おさむ)  
 【略歴】 1981年 4月 株式会社日本興業銀行入行  
 2009年 4月 みずほ証券株式会社執行役員経営企画グループ人事部長  
 2011年 6月 日本証券代行株式会社取締役副社長  
 2012年 6月 日本電子計算株式会社取締役  
 2015年 6月 株式会社証券ジャパン取締役専務執行役員  
 2017年 6月 株式会社ニッチツ代表取締役専務取締役  
 2019年 6月 株式会社ニッチツ代表取締役副社長  
 2021年 6月 当社監査等委員である社外取締役（現任）  
 株式会社栗本鐵工所社外監査役（現任）

上記、各委員予定者と当社の間には特別の利害関係はありません。

当社は、平野英治氏、岩村修二氏、田辺孝二氏、本多修氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以 上

## 新株予約権無償割当の概要

### 1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。

## 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6. の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。ただし、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。

以上

## (添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(日本、インドは4月～3月、それ以外は1月～12月)における世界経済は、各地域においてばらつきはあるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大抑制や経済対策によって、総じて経済活動は緩やかな回復が継続しました。

わが国においても、経済活動は緩やかな回復基調で推移しましたが、資源・原材料価格の高騰やウクライナ情勢等の影響により、先行きは不透明な状況となっております。

当社グループと関連の深い自動車産業は、国内では半導体不足やサプライチェーン混乱等の影響で前年に比べ約4%の減産となりました。海外においても、各地域で半導体不足や新型コロナウイルス感染症の影響等により、世界の生産台数は約3%の増加に留まりました。

当連結会計年度における当社グループ売上高は、上記の状況のなかでも海外向け及び建機関連等の需要を取り込んだこと、及び為替によるプラスの影響により、78,372百万円(前年同期比12.4%増)となりました。利益面では、原材料費や物流費の高騰の影響等があったものの、売上の増加に加え合理化を含む労務費・経費の削減効果等により、営業利益は5,122百万円(前年同期比87.8%増)、経常利益は6,529百万円(前年同期比51.0%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度に計上した事業構造改革費用がなくなったこと等により4,329百万円(前年同期比130.2%増)となりました。



## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に当社グループが実施しました設備投資の総額は2,680百万円であり、主なものは次のとおりであります。

### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

#### ・ 当社柏崎事業所

機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

#### ・ 当社熊谷事業所

機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

#### ・ P.T.パカルティリケンインドネシア

機械加工設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

### ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、充実

#### ・ 当社柏崎事業所

機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

#### ・ 当社熊谷事業所

機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

新事業創出のための研究開発設備（その他）

#### ・ 理研汽车配件（武漢）有限公司

機械加工設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

### ③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

・ 社宅及びその土地の売却

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

2022年度世界経済は、コロナショックから回復を促す各国積極財政支援、ワクチン接種促進等が奏効し、2021年度に引き続き回復が進む見通しです。しかしながら、ロシア・ウクライナ情勢に端を発した地政学的リスクの高まりがエネルギーや食糧の需給バランスを崩し経済回復の停滞要因となっており、新たなウイルス変異株流行への残存する懸念も景気回復の大きな重石となっています。中長期的な事業環境も、ここ数年の米中関係悪化に加えNATO各国とロシア間の地政学的緊張感が高まる中、各国通商政策に保護主義が台頭するなど、政治・経済両面の懸念事項が増す状況にあります。

当社グループと関連の深い自動車産業は、電気自動車等環境対応車の増加や自動運転等の技術開発が進展するなど「100年に一度の大変革期」のなか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で「社会の変容」が加速化、質的变化を伴いつつもグローバル市場が拡大すると予想しておりません。

世界的なカーボン・ニュートラルへの志向が高まり、環境対応車は一層増加するなど自動車の動力多様化もスピードアップしておりますが、自動車電動化によるカーボン・ニュートラル達成の前提であるエネルギー脱炭素化は、前述ロシア・ウクライナ情勢に起因するエネルギー安全保障上の状況悪化を経て、特に欧州に於いて一方向の議論では語れなくなりつつあります。また、世界情勢の不安定化、地政学的リスクの高まりは、極端に偏在する数種のレアメタルなど一部原材料の供給不安定性に改めて世界の注目を集める要因ともなっています。こうした環境変化に加え、カーボン・ニュートラルを目指す上で指標となる二酸化炭素排出量削減のライフサイクルアセスメントによる評価見直しなど、自動車動力多様化の将来も極めて混沌としつつあります。

当社はこれまで、内燃機関搭載車のピークアウト時期を2030年代前半頃としておりました。現在では、前述世界環境変化の影響からピークアウトを3-4年程度前倒しの2020年代後半と予想する調査機関もありますが、一方で、安全保障面も含めたエネルギー需給構造変化など混沌とした状況を念頭に入れ、ピークアウトが大幅に後倒しになるとの主張も見られ、議論は大きく分かれております。当社としては、内燃機関搭載車ピークアウト時期がある程度前倒しとなっても、またピークアウトが後倒しとなり長期間に亙り既存の部品供給責任を負うシナリオとなっても、想定される全てのシナリオを乗り越え社業を発展させていくために、引き続き「コア事業のコスト競争力強化」、「危機に対応した経営基盤再構築」と「非内燃機関の次世代新事業の拡大」を進めていく方針です。

「コア事業のコスト競争力強化」では、ピストンリング等の既存エンジン部品で勝ち残るとともに、非自動車関連既存事業の拡大とコスト競争力強化を目指します。2020年代半ばまでは、エンジン周りを含め既存部品・製品のビジネスと利益の拡大、経営資源シフト、最適生産体制構築を

キーワードに国内外投資を効率化します。その後2030年頃までは、日本国内・海外とも特にエンジン部品の増産投資は厳しく管理運営し、合理化投資及び省力化投資を推進していく所存です。

「危機に対応した経営基盤再構築」では、一昨年度に実施した希望退職募集などを通じ改革した事業構造をより一層強固なものとし、コロナ後も見据えて一層の体質改善を図るため、操業体制見直しや合理化・生産性の一層の向上など損益分岐点引下げに努めてまいります。そのために、聖域のない選択と集中など従来より踏み込んだ労務費・経費等固定費削減を継続し、DX（デジタル・トランスフォーメーション）による業務改革も一層進めてまいります。

また、「非内燃機関の次世代新事業の拡大」では、自動車部品製造業に限らず他社との提携・共同開発を推進しオープンイノベーションを追求すること、既存の非内燃機関事業分野周辺で垂直・水平展開を図ることで、主に次世代自動車向け新製品開発及び非自動車事業の創出・拡大を一層スピードアップしてまいります。昨年秋に新設した水素・新エネ事業推進室および熱エネ事業推進室も、こうした分野に於ける新事業拡大に大きく貢献していく予定です。

更に、脱炭素化を目指して努力する我が国産業界の中にあつて、当社も製造工法の改善及び設備更新等を通じた製造過程に於ける二酸化炭素排出削減や、製品寿命期間中に排出する二酸化炭素量を圧縮するための製品性能向上を目指し、不断の努力を続けて参ります。

こうした諸施策を進めていくことにより、当社の競争力を強化し、またSDGsやカーボン・ニュートラルへの対応を図ることで、当社の企業価値を継続的に高めていくよう努めます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第95期 (2018年度)	第96期 (2019年度)	第97期 (2020年度)	第98期 (2021年度) 【当連結会計年度】
売上高 (百万円)	90,366	84,530	69,720	78,372
経常利益 (百万円)	7,860	5,964	4,323	6,529
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,979	3,517	1,880	4,329
1株当たり当期純利益 (円)	505.32	355.26	189.05	433.47
総資産額 (百万円)	110,054	107,920	110,544	115,707
純資産額 (百万円)	77,253	75,905	80,142	87,082
1株当たり純資産額 (円)	7,250.22	7,059.13	7,507.92	8,109.98

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第95期 (2018年度)	第96期 (2019年度)	第97期 (2020年度)	第98期 (2021年度) 【当事業年度】
売上高 (百万円)	61,103	53,414	46,099	51,080
経常利益 (百万円)	4,075	2,623	2,012	4,172
当期純利益 (百万円)	3,138	2,293	1,030	3,784
1株当たり当期純利益 (円)	318.50	231.63	103.58	378.84
総資産額 (百万円)	70,822	68,820	69,314	72,293
純資産額 (百万円)	43,250	42,616	44,627	47,869
1株当たり純資産額 (円)	4,355.82	4,280.02	4,487.84	4,775.90

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

**(6) 重要な親会社及び子会社の状況**

## ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社及び関連会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社リケンキャストック	200百万円	100.0%	自動車用鋳造部品等の製造
株式会社リケン環境システム	100百万円	100.0%	工業炉及び電波暗室設備の製造
P.T.パカルティリケン インドネシア	4,150百万ルピア	40.0%	自動車用鋳造部品等の製造
理研汽車配件（武漢）有限公司	19,000千米ドル	60.0%	自動車関連部品の製造
リケンメキシコ社	620百万ペソ	100.0%	自動車関連部品の製造
リケンオブアメリカ社	250千米ドル	100.0%	当社製品の北米地区の販売
ユーロリケン社	664千ユーロ	100.0%	当社製品の欧州地区の販売

(注) 出資比率は間接所有を含みます。



(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
4,332 名	減 26 名

② 当社の従業員の状況

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,234 名	減 26 名	41.9 歳	18.2 年

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	3,150
株式会社三菱UFJ銀行	2,250
日本生命保険相互会社	1,760
株式会社第四北越銀行	1,250



## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,648,466株 (自己株式数645,730株を含む。)
- (3) 株主数 10,835名 (自己株式保有株主1名を含む。)
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	千株 1,163	% 11.63
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	486	4.86
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	453	4.54
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	428	4.29
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	320	3.20
三井住友信託銀行株式会社	261	2.62
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	255	2.55
リ ケ ン 柏 崎 持 株 会	222	2.22
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	190	1.90
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	182	1.82

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

2021年7月13日付の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて、下記の通り決議いたしました。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である 取締役を除く。)	18,600株	4名

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	伊藤 薫	CEO
代表取締役社長	前川 泰則	COO
取締役	渡辺 孝栄	常務執行役員、CTO (最高技術責任者)、技術統括本部長、技術委員会委員長、品質保証担当、精機部品事業担当、熱エンジニアリング事業担当、EMC事業担当、熊谷事業所統括
取締役	大橋 尚	常務執行役員、情報(IT)担当、グローバル調達担当、保全部担当、樹脂製品事業担当、素形材部品事業担当、船用・産業用事業担当、カムシャフト事業担当、柏崎事業所長
社外取締役	平野 英治	メットライフ生命保険株式会社取締役副会長 株式会社NTTデータ社外取締役
社外取締役	田辺 孝二	東京工業大学名誉教授、環境・社会理工学院特任教授 イントロン・スペース株式会社取締役
取締役 (常勤監査等委員)	国元 晃	
社外取締役 (監査等委員)	岩村 修二	キャノン電子株式会社社外監査役 株式会社北海道銀行社外監査役 林兼産業株式会社社外取締役 T&K法律事務所所属弁護士
社外取締役 (監査等委員)	本多 修	株式会社栗本鐵工所社外監査役

- ※ 1. 社外取締役は、下記のとおりです。  
平野 英治  
田辺 孝二
- ※ 2. 社外取締役（監査等委員）は、下記のとおりです。  
岩村 修二  
本多 修
- ※ 3. メットライフ生命保険株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 4. 株式会社N T Tデータと当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 5. 東京工業大学と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 6. イントロン・スペース株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 7. キヤノン電子株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 8. 株式会社北海道銀行と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 9. 林兼産業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 10. T&K法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 11. 株式会社栗本鐵工所と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 12. 当社と社外取締役平野英治氏、田辺孝二氏、社外取締役（監査等委員）岩村修二氏、本多修氏及び取締役（監査等委員）国元晃氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
- ※ 13. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
- ※ 14. 当社は、平野英治氏、田辺孝二氏、岩村修二氏及び本多修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に選任しております。

## (2) 取締役の報酬等の額

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員報酬に関して、2019年6月21日開催の株主総会において以下の決議がなされております。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名、監査等委員である取締役は3名です。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。） 「年額400百万円以内（役員賞与を含む）」
- ・監査等委員である取締役 「年額60百万円以内」
- ・株式報酬（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。） 「年額100百万円以内」

定款にて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内と定めております。2022年3月31日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名、監査等委員である取締役は3名です。

当社は、2021年3月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

#### a. 基本方針

当社の役員報酬制度においては、各役位に対して総報酬の基準額（以下、「基準総報酬額」という。）を定め、報酬額の各水準については、外部の報酬コンサルタントによる報酬調査結果における国内上場企業の中位をベンチマークとして、基準額水準の妥当性を指名・報酬委員会において毎年検証を行う。

基準総報酬額は、固定報酬と業績連動報酬である現金賞与と株式報酬により構成する。

なお、監査等委員である取締役および社外取締役ならびに年俸制をとる外国籍の取締役は、固定報酬のみの支給とする。

b. 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

固定報酬（現金）は、役位に基づく基準総報酬額をベースに予め基準額を定め、月例で支給する。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

短期業績連動報酬である現金賞与は、中期経営計画および単年度経営計画の連結経常利益額目標値を評価指標とする「会社業績評価」および各役員員の「個人業績評価」の結果算定される評価係数を、役位に基づく基準総報酬額をベースに予め定めた基準額に乗じることにより決定し、毎年、一定の時期に支給する。

<短期業績連動報酬支給額の算定式>

・現金賞与 = 現金賞与基準報酬額 × 会社業績評価係数 × 個人業績評価係数

非金銭報酬等として、株主との利益意識の共有と中長期での目標達成への動機づけを目的として、業績に基づき変動するインセンティブ報酬である株式報酬（譲渡制限付株式）を導入し、株式報酬（譲渡制限付株式）は、「譲渡制限期間」の異なる以下2種類を設定する。

①譲渡制限付株式Ⅰ型：2年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間

②譲渡制限付株式Ⅱ型：30年間

株式報酬（譲渡制限付株式）は、役位に基づく基準総報酬額をベースに予め基準額を定め、毎年、一定の時期に支給する。

d. 報酬等の種類ごとの割合の決定に関する方針

種類別報酬額比率は以下の通りとする。

役員区分	役員報酬の構成比				合計
	金銭報酬		株式報酬		
	固定報酬	短期業績連動		長期業績連動	
		賞与	株式Ⅰ	株式Ⅱ	
取締役	62%	13%	11%	14%	100%

(注) 1：社外取締役および監査等委員である取締役ならびに外国籍の取締役は除く。

(注) 2：この表は、業績連動報酬の支給額について、当社が定める基準額100%分を支給した場合のモデルであり当社の業績および株価の変動等に応じて上記割合も変動する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の役員報酬については、取締役（監査等委員である者を除く。）と監査等委員である取締役を区別し、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬は、指名・報酬委員会での審議のうえ取締役会にて決定し、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議にて決定する。

## ②当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において審議し、同委員会の勧告に基づき取締役会において決議しております。

指名・報酬委員会は、審議にあたり、取締役の個人別の報酬等の内容について、業種及び当社における他の役職員の報酬の水準等を考慮するとともに、当該内容が決定方針に沿うものであるか整合性を含め検討を行っております。また、取締役会においても取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであるかを確認し、個別の報酬額について決定しております。

## ③当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	ストック・ オプション	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	209 (12)	131 (12)	32 (-)	- (-)	46 (-)	8 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	36 (18)	36 (18)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (3)
合計 （うち社外取締役）	245 (30)	167 (30)	32 (-)	- (-)	46 (-)	12 (5)

当該事業年度に係る役員賞与については次のとおりであり、上記報酬等の額に含まれておりません。

- ・2022年6月支給予定の役員賞与  
取締役32百万円（うち社外一百万円）

当社役員報酬制度において、取締役報酬は、固定報酬としての月例報酬と、業績連動報酬（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）としての現金賞与と株式報酬（譲渡制限付株式）で構成されます。各役位に応じた固定報酬、現金賞与、株式報酬の金額は、各役位に対する総報酬の基準額をベースに予め基準額として定めております。

基準賞与額をベースに算定すると、固定報酬と業績連動報酬の比率は概ね6：4となります。

株式報酬（譲渡制限付株式）は、現在譲渡制限期間を2年間とする株式Ⅰ型、および譲渡制限期間を30年間とする株式Ⅱ型の、「譲渡制限期間」が異なる2種類を設定しております。株式Ⅰ型は短期業績連動報酬である現金賞与を補完し、かつ会社業績と株価への意識を高める目的で、また株式Ⅱ型は実際には当社役員が取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した時点で制限解除するもので長期の業績連動報酬としての目的で、年1回支給しております。

現金賞与については、「会社業績評価」および各役員の「個人業績評価」の結果算定される評価係数を各役位の基準賞与額に乘じることにより決定されます。「会社業績評価」は、中期経営計画と単年度経営計画の連結経常利益額目標値を評価指標として、重大な事故・不祥事・特別損失等が発生した場合は、事態の重大性を勘案して基準賞与額を調整します。また「個人業績評価」は、重要三課題、定量目標、定性評価項目の達成度を基準に、経営への貢献度を5段階評価でCEOが総合評価を行います。連結経常利益額目標値を評価指標として選択した理由は、臨時的かつ一過性の損益項目である特別損益を除外した経常利益が、会社の実力を示す指標として適切と判断したためです。

2021年度の中期経営計画と単年度経営計画の連結経常利益額目標値は夫々5,000百万円と6,400百万円に対して、連結経常利益額実績は6,529百万円となり目標値を超えました。結果として、「会社業績評価」の評価係数は+20%となりました。



### (3) 社外役員に関する事項

平野取締役は、当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席いたしました。日本銀行、トヨタファイナンシャルサービス等における豊富な経験・識見を基に、主に国際金融・財務等に関する専門的見地から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度の開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

田辺取締役は、当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。経済産業省、東京工業大学等における豊富な経験・識見を基に、主にイノベーションマネジメント及び技術経営に関する専門的見地から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度の開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

岩村取締役（監査等委員）は当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回に、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。検事や弁護士としての豊富な経験と識見、他社の監査役の経験等を基に、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においても、当社の監査について適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度の開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

本多取締役（監査等委員）は、就任後に開催された取締役会14回の全てに、また、就任後に開催された監査等委員会11回の全てに出席いたしました。金融機関における財務等に関する経験、他社の経営の経験・識見等を基に、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においても、当社の監査について適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、就任後に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役の同意を踏まえ、会社負担としております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	54百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	0百万円
③ 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の 合計額	54百万円

(注) 1. 当該金額について、当社の監査等委員会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門の情報、見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任することになります。

また、当社の監査等委員会は、当社都合の場合若しくは会計監査人の適格性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案について決議するための株主総会の招集を決定することになります。

## 5. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容、基本方針の実現に資する取組み及び「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の内容は次のとおりであります。

＜当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針＞

### (1) 基本方針の内容

当社は、上場会社として、当社の株主の在り方について、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応ずるかどうかの最終的な判断も、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかし、株式の大規模買付行為等の中には、その目的等からみて株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が買付内容について判断するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。このような不適切な大規模買付行為等を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

### (2) 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続して頂くために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しています。

これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現にも資するものと考えています。

＜経営理念及び中期経営計画の推進による企業価値向上＞

当社の創業は、1927年、当時の「理化学研究所」で発明されたピストンリングの製造法の事業化に始まり、以後ピストンリングを軸に、カムシャフトをはじめとした内燃機関部品、自動車や産業機械向けの鋳鉄部品、配管用機材、更には熱エンジニアリング事業、EMC事業など多岐にわたる製品を供給し、グローバルに事業を展開してまいりました。当社では、以下のグループ経営理念及び「顧客第一・法令遵守・基本重視・オープン・アクティブ・スピード」を行動指針として定め、中期経営計画、年度経営計画を展開し、お客様のグローバルな競争力強化に対応し、品質・技術・価格面での高い要求水準に適った製品の開発、販売に努めています。

## <経営理念>

- ・私たちは地球環境を守り、社会に貢献する企業市民であり続けます
- ・私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

## <コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実による企業価値向上>

当社は、経済、環境、社会等の幅広い分野における責任を果たすことにより、継続的に企業価値を高めていくことを目指し、コーポレート・ガバナンスの確立を経営上の重要課題と位置付けています。

当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離するために、執行役員制度を導入しています。

また、当社は2019年6月より監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層充実させることとしています。

加えて、2019年5月から、取締役等の指名及び報酬の決定に関する手続きの透明性及び客観性を確保することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るために、任意の諮問機関として独立社外役員が委員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置しています。

従来から経営機関（取締役会及び経営会議）の適切な運営に加え、具体的な取組みとしては内部統制システム整備に関する基本方針（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備）に基づき、コンプライアンスの徹底やリスクマネジメントの充実をはじめとした企業の透明性、効率性、健全性の確保に取り組んでいます。

また、サステナビリティ委員会とコンプライアンス委員会を設置し、内部統制の強化とともに、環境活動や社会貢献活動、正確で適切な情報開示、CS（顧客満足）創造等の活動を当社グループ全体で統括し、更なるレベルアップを図っています。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、2019年5月21日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の継続を決議し、2019年6月21日開催の第95回定時株主総会において、本プランの継続について承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券の買付行為をいい、こうした行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時の情報提供と検討時間の確保に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）は、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。但し、対抗措置の内容について株主意識確認のための株主総会を開催する場合は、対抗措置の発動、不発動の手続きが完了するまでは、大規模買付行為は開始できません。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付者が上記の大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が定める検討可能な対抗措置をとる場合があります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動の判断に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告に従います。

なお、本プランの有効期限は、2022年6月に開催される当社第98回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.riken.co.jp/>) をご参照ください。

#### (4) **上記取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて**

上記(2)の当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みは、まさに基本方針に沿うものであり、上記(3)のとおり本プランの設計に際しては以下の点を十分考慮しており、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- 2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- 3) 株主意思を反映するものであること
- 4) 独立性の高い社外者の判断の重視
- 5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

## **6. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社の剰余金の配当につきましては、業績及び配当性向等を総合的に勘案し、中間配当及び期末配当の年2回、安定的な配当水準を維持することを基本方針と考えております。

内部留保資金につきましては、将来の事業成長のための投資及び財務体質の強化に活用してまいります。



## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>53,627</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>16,287</b>
現金及び預金	16,209	支払手形及び買掛金	8,690
受取手形、売掛金及び契約資産	19,830	未払法人税等	1,468
商品及び製品	9,927	賞与引当金	1,734
仕掛品	3,342	その他の他	4,393
原材料及び貯蔵品	3,277	<b>固 定 負 債</b>	<b>12,337</b>
その他の他	1,077	長期借入金	10,000
貸倒引当金	△37	退職給付に係る負債	1,503
<b>固 定 資 産</b>	<b>62,080</b>	製品保証引当金	288
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>27,184</b>	環境対策引当金	12
建物及び構築物	10,518	その他の他	532
機械装置及び運搬具	11,782	<b>負 債 合 計</b>	<b>28,624</b>
土地	2,592	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	1,233	<b>株 主 資 本</b>	<b>77,324</b>
その他の他	1,056	資本金	8,573
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,542</b>	資本剰余金	7,119
リース資産	2,057	利益剰余金	64,526
その他の他	485	自己株式	△2,894
<b>投資その他の資産</b>	<b>32,353</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,797</b>
投資有価証券	23,957	その他有価証券評価差額金	1,045
繰延税金資産	1,271	繰延ヘッジ損益	△60
退職給付に係る資産	5,930	為替換算調整勘定	622
保険積立金	58	退職給付に係る調整累計額	2,189
その他の他	1,164	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>97</b>
貸倒引当金	△29	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>5,863</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>115,707</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>87,082</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>115,707</b>



## 連結損益計算書

(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		78,372
売上原価		60,927
売上総利益		17,444
販売費及び一般管理費		12,322
営業利益		5,122
営業外収益		
受取利息及び配当金	408	
持分法による投資利益	868	
為替差益	95	
生命保険配当金	112	
助成金の収入	24	
その他	192	1,702
営業外費用		
支払利息	106	
固定資産処分損	140	
その他	49	295
経常利益		6,529
特別利益		
固定資産売却益	535	
投資有価証券売却益	13	548
特別損失		
固定資産除却損失	58	
減損損失	61	120
税金等調整前当期純利益		6,957
法人税、住民税及び事業税	2,183	
法人税等調整額	150	2,334
当期純利益		4,623
非支配株主に帰属する当期純利益		293
親会社株主に帰属する当期純利益		4,329

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部 額		負 債 の 部 額	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>30,670</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>14,251</b>
現金及び預金	6,903	支払手形	2,897
受取手形	2,545	買掛金	3,402
売掛金	12,443	買入掛金	77
商品及び製品	4,042	未払金	859
原材料及び貯蔵品	1,147	未払費用	867
仕掛品	2,064	未払法人税等	1,130
前払費用	197	預り金	3,351
関係会社短期貸付金	681	賞与引当金	1,025
未収還付法人税等	65	設備関係支払手形	527
その他の金	707	その他	112
貸倒引当金	△128	<b>固 定 負 債</b>	<b>10,173</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>41,623</b>	長期借入金	10,000
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>13,518</b>	リース債	79
建物	6,121	環境対策引当金	12
構築物	510	その他	80
機械及び装置	4,520	<b>負 債 合 計</b>	<b>24,424</b>
車両運搬具	10	<b>純 資 産 の 部</b>	
工具、器具及び備品	409	<b>株 主 資 本</b>	<b>46,787</b>
土地	1,267	資本金	8,573
リース資産	110	資本剰余金	6,604
建設仮勘定	567	資本準備金	6,604
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,352</b>	利益剰余金	34,504
借地権	30	利益準備金	1,457
ソフトウェア	208	その他利益剰余金	33,046
ソフトウェア仮勘定	39	配当引当金	4,000
リース資産	2,057	海外事業積立金	10,000
その他	16	圧縮記帳積立金	10
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>25,752</b>	買換資産圧縮積立金	33
投資有価証券	11,094	別途積立金	5,500
関係会社株	6,172	繰越利益剰余金	13,501
関係会社長期貸付金	770	<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,894</b>
関係会社出資金	2,560	評価・換算差額等	984
繰延税金資産	1,857	その他有価証券評価差額金	1,039
前払年金費用	2,920	繰延ヘッジ損益	△55
保険積立金	51	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>97</b>
その他	354	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>47,869</b>
貸倒引当金	△29	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>72,293</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>72,293</b>		

## 損益計算書

(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	51,080
売上原価	40,096
売上総利益	10,983
販売費及び一般管理費	8,323
営業利益	2,659
営業外収益	
受取利息	28
受取配当金	1,459
生命保険配当金	108
為替差益	128
助成金の収入	1
その他	156
営業外費用	
支払利息	105
固定資産処分損	126
その他	137
経常利益	4,172
特別利益	
固定資産売却益	527
投資有価証券売却益	13
特別損失	
固定資産除却損失	16
減損損失	61
税引前当期純利益	4,635
法人税、住民税及び事業税	1,165
法人税等調整額	△313
当期純利益	3,784

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社 リケン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉浦野衣
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石川慶

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リケンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リケン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社 リケン  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉浦野衣
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石川慶

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リケンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査等委員会監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- 一 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他内部統制所管部門と連携の上、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、特に重要監査項目等では必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、国内外の子会社については、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- 二 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社 リ ケ ン 監査等委員会

常勤監査等委員 国 元 晃 ㊟

監査等委員 岩 村 修 二 ㊟

監査等委員 本 多 修 ㊟

(注) 監査等委員岩村修二及び本多修は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



# 株主総会 会場のご案内

※麻布十番駅と国際文化会館の間には急な坂があります。

会場 東京都港区六本木五丁目11番16号 **国際文化会館 別館2階 講堂**



- 交通**
- 都営地下鉄大江戸線 麻布十番駅下車 (出口7) 徒歩5分
  - 東京メトロ南北線 麻布十番駅下車 (出口4) 徒歩8分
  - 東京メトロ日比谷線 六本木駅下車 (出口3) 徒歩10分

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。